

令和 8 年度 事業計画書

人口減少・少子高齢化が進展し、労働人口が減少する中、働く意欲のある高齢者の活躍が社会から期待されており、地域の高齢者が就業を通じて社会に貢献するシルバー事業は、地域社会の大切な役割を担っています。

安芸高田市シルバー人材センターでは、地域の日常生活に密着した就業機会を会員に提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいの実現、健康の保持増進、健康寿命の延伸、ひいては地域社会の活性化に貢献することを目指しています。

人生 100 年時代を迎える中、長年培った知識・技能・経験を活かし、生活に密着した地域ニーズの担い手となって活動する当センターの会員は、「街づくり」「人づくり」に貢献するとともに、年齢にかかわらず活躍し続けることができる社会の実現に大きな役割を果たしています。

今年度も重点目標として、『会員拡大』『財源確保』『安全就業』に取り組めます。

地域社会に貢献する組織として、会員数の増加が不可欠です。毎年、『会員拡大』に取り組んでいるところですが、令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響と高齢者人口の減少などにより、会員数が減少する傾向が続いています。

こうした流れを反転させるため、全国シルバー人材センター事業協会が新たに策定した会員拡大計画「新たな仲間づくり計画～10 万人の増加を目指して～（令和 7 年度から令和 12 年度までの 6 年間）」に基づき、8 人の会員増を年度末の目標として取り組みます。

会員からの口コミ紹介を効果的に受け入れながら、男女の割合から拡大の余地が大きい女性への勧誘を意識して、動画を活用した入会説明会を毎月開催し、窓口では、随時、入会説明を行うことで時機を逸しないスムーズな入会に繋がります。

『財源確保』については、令和 6 年 4 月から請負業務の事務費率を 10%から 5%引き上げて 15%に改定しています。しかし、ここ数年のコロナ禍などの影響により、シルバー事業の事業収益も厳しい状況が想定されます。

厳しい収支状況を踏まえ、また、令和 6 年 11 月 1 日にフリーランス法が施行されたことを好機と捉えて、令和 6 年度から重点的に普及を推進していますスマホを活用した業務連絡等のデジタル技術（Smile to Smile）の導入による事務の効率化と会員の利便性の向上を一層推進して、経費の削減を図ります。このため、会員のデジタルリテラシー（デジタル技術を理解し活用する能力）の向上にも継続して取り組みます。

さらに、就業機会の確保の取り組みを積極的に進め、受注金額の増額に努めることで収支バランスの確保に取り組みます。

『安全就業』の確保は、シルバー事業遂行の根幹をなすものであり、「安全はすべてに優先する」を会員全員の心得とし、全組織を挙げて安全意識の徹底と高揚を図り、毎月の抜き打ち安全パトロールを継続して実施することなどを通して、傷害事故及び賠償事故ゼロを目指します。

【事業計画】

I. 高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業及びその他の社会参加活動を推進する事業（公益事業）

1. 普及啓発

市民の方々にセンター事業への理解や仕組み、信頼が得られるよう、人の集まる場所や公共施設にパンフレットや会報の配布を行い、お太助フォン放送を活用した新規会員の募集を実施します。また、「携帯ショートメッセージ送信サービス（以下「SMS」という。）」により、発注者や会員へセンター情報をいち早く伝達し、普及啓発に努めます。

- ◇ 普及啓発・福利厚生部会の開催
- ◇ 新規会員加入募集案内、口コミ募集
- ◇ お太助フォン放送、チラシ配布
- ◇ 会報の発行、ホームページによる会員募集、センター情報提供
- ◇ 月刊シルバー（情報誌）、パンフレット配布・備付、ポスター掲示
- ◇ 企業、関係団体等への訪問による営業活動・情報交換
- ◇ SMSを活用した情報伝達

2. 安全・適正就業の推進

(1) 啓発、安全確保

「安全はすべてに優先する」を心得として、全ての会員役職員が、事故の未然防止と安全確保を図り、センターから提供した仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と啓発活動を行います。

また、夏場の気温の高い時期は、体調管理や熱中症予防、応急処置等について注意喚起を行います。

- ◇ 安全委員会の開催
- ◇ 安全委員と職員による巡回指導安全パトロール（抜き打ち安全パトロール）
- ◇ 安全講習会の開催、標語の募集、選考、表彰
- ◇ 県内や全国の事故情報の提供
- ◇ SMSを活用した事故防止の注意喚起
- ◇ 就業前のミーティングを実施
 - ・ 作業前の声かけ運動（健康状態チェック、体調不良の確認）
 - ・ 作業範囲、作業方法、危険箇所の事前チェック
- ◇ 熱中症予防対策指導、注意喚起
 - ・ 水分補給及び日陰の確保
 - ・ 気温、湿度の高い日や時間はできるだけ作業を避ける
- ◇ ヒモ刈りをしない措置や飛散防止ネットの設置
- ◇ 場所によっては作業日や作業時間の変更
- ◇ 安全対策員等の配置
 - ・ 見張り役、誘導員の配置、作業看板・三角コーン等の設置
 - ・ 保護帽（ヘルメット）の着用、安全帯の着用（墜落・転落防止）

(2) 適正就業

令和6年11月1日に施行されたフリーランス法の趣旨を踏まえ、会員が請負・委任の形態で就業する契約について、全国シルバー人材センター事業協会の主導のもと、契約方法の見直しを令和7年4月1日から実施しました。

このことにより、形式的に発注者と会員との間に契約関係が生じることになりましたが、実務面ではそれまでと基本的に変わりはありません。

また「適正就業ガイドライン」をもとに、発注者からの指揮命令、混在就業、雇用関係下とみなされない就業環境づくり、「臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務」など、法令を遵守した適正な就業方法について、発注者及び会員に情報提供を行います。見積書の作成、適正な請負・委任契約、派遣契約の締結を行います。

【フリーランス法】

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」

個人が事業者（特定受託事業者。「シルバー会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者。「発注者」）に対して給付の内容（報酬）その他の明示が義務付けられる。

- | | |
|-----------------|------------|
| ◇ 事業部会の開催 | ◇ 職群班会議の開催 |
| ◇ 適正就業の推進 | ◇ 見積書の作成 |
| ◇ 請負・委任、派遣契約の実施 | |

【請負・委任とは】 ・センターと雇用関係なし。

- ・発注者から会員に指揮命令をしてはいけない。
- ・発注者と労働者が混在して業務を行ってはいけない。

【派遣とは】

- ・センターと雇用関係あり。
- ・発注者から会員に指揮命令ができる。
- ・発注者と労働者が混在して業務を行える。

3. 就業開拓・提供

企業・官公庁等の人手不足分野・現役世代を支える分野で就業する機会を開拓し、会員が活躍できる就業先の確保に努めます。

また、会員の能力や経験を把握し、地域のニーズに対応する仕事の提供を行います。

- | | |
|----------------|-------------------|
| ◇ 新規就業機会の開拓・確保 | ◇ 屋内軽作業の就業開拓 |
| ◇ 企業訪問による営業活動 | ◇ 企業、官公庁との連携・情報交換 |
| ◇ 就業情報の発信 | |

4. 福祉家事援助

ひとり暮らしの高齢者など生活支援（室内整理、掃除、洗濯、食事作り等）が必要な方に対しては、手助けができる人が必要となります。

そのため、関係団体（特別養護老人ホーム等）と福祉・家事援助分野の情報交換・収集を行い、女性を中心とした生活支援に対応できる就業会員の確保に力を入れ、希望する会員には就業機会の確保・提供に努めます。

- ◇福祉家事援助サービスの実施

5. 相談、情報提供

円滑かつ効率的な情報提供を行うために、SMSの活用に加え、センターのお知らせや就業情報・業務仕様書の明示・配分金明細などをスマートフォンやパソコンから閲覧することができるサイト「Smile to Smile（スマイル トゥ スマイル）」を令和6年度に導入し、引き続き、事業のデジタル化を促進するとともに会員のサポートとサービスの向上を図ります。

入会希望者には、引き続きタブレットを活用した入会説明会の実施を行い、相談に対応するほか、雇用・就業等に係る相談・情報提供を行います。

- ◇ 会員、一般市民等からの相談、就業情報の提供
- ◇ デジタル化に向けた「Smile to Smile」の利活用
- ◇ タブレットを利用したシルバープロモーション動画の活用
- ◇ 入会説明会の開催（毎月15日、13時30分から）◇ 出張入会説明会の開催

6. 社会参加活動の推進

地域貢献の一環として、公共施設などを対象にボランティア活動（除草、剪定、ゴミ拾い、溝そうじ等）を地域の方と連携し実施します。

また、会員同士の連携を深めるため、各種班会議、研修会、ボランティア活動等を通じ、親睦交流活動（グラウンドゴルフ、花見会、サークル活動等）を支援します。

7. 雇用による就業機会の提供

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進並びに多様な働き方に対応した雇用・就業機会の確保、また活力ある地域社会づくりに寄与するため、派遣事業や職業紹介事業による就業機会の提供を行います。

- ◇ 派遣事業による就業機会の提供
- ◇ 職業紹介事業による就業紹介

8. 財源確保及び組織体制等

物価の上昇による様々な経費の値上がり、令和5年10月1日に導入されたインボイス制度による新たな消費税の負担も増え、請負の事務費率を令和6年4月1日から10%を15%に改定し、受託事業収益の安定的な確保に努めています。

また、スマートフォンやパソコンを活用した「Smile to Smile」の普及など、デジタル技術を導入した事務や就業環境の整備を図り、会員の現加入率61%を目標70%まで引き上げます。

令和6年11月1日に施行されたフリーランス法に伴う新たな契約方法（包括的契約）への移行（厚生労働省の基本方針）を令和7年4月1日に実施した結果として、消費税の負担が大きく軽減されています。

組織体制については、デジタル化にむけた事務処理の円滑かつ効率化を図るため、事務局体制のもと、理事会、各部会・委員会により組織運営を図ります。

連合会等主催の研修会に参加し、役職員の資質向上並びに研鑽に努め事業を実施します。

9. 業務執行

公益社団法人として、認定法、高齢法を始めとする各種法令、定款、内部規程に基づき理事会及び各部会・委員会を運営し、適正に公益目的事業の業務を実施します。